

認知症共同生活介護（グループホーム）

重要事項説明書

様



株式会社 meamakamae

グループホーム はな畑

〒254-0002 神奈川県平塚市横内 3115

TEL 0463-51-4152 FAX 0463-51-4153

重要事項説明書

(認知症共同生活介護)

利用者に対する介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事者が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社 meamakamae
事業者の所在地	神奈川県平塚市横内3 1 1 5 番地
法人種別	株式会社
代表者名	勝俣 慶子
電話番号	0 4 6 3 - 5 1 - 4 1 5 1

2. ご利用施設

施設の名称	グループホーム はな畑
施設の所在地	神奈川県平塚市横内3 1 1 5 番地
県知事指定番号	1 4 9 2 0 0 0 5 9 9
管理者の氏名	勝俣 慶子
電話番号	0 4 6 3 - 5 1 - 4 1 5 2
FAX 番号	0 4 6 3 - 5 1 - 4 1 5 3

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法令の趣旨に従いご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び住居等をご利用いただき、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。 この事業は、要介護者であって認知症の状態であるものに対し、共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境のもと入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者のニーズを的確に捉え、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4. 施設の概要

(1) 建物

建 物	構 造	木造 2階建の2階部分
	延べ面積	246.40㎡
	利用定員	1ユニット9名×1ユニット

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	設備基準
食堂兼居間	1室	74.45㎡	
浴室	1室	4.14㎡	
トイレ	3室	1.66㎡、2.18㎡、4.14㎡	
居室	(定員1名)9室	9.93㎡	7.430㎡

5. 職員体制

従業者の職種	員 数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			介護福祉士
計画作成担当者	1			1		介護支援専門員、介護福祉士
介護職員	7	5	1	1		介護福祉士 介護職員初任者研修
看護師	2			2		正看護師・准看護師

* 定期で1～2回／週程度、その他必要に応じて看護師（非常勤・専従）が勤務します。

6. 利用料について

添付の料金表を参照して下さい。家賃、水道光熱費、共益費に関しては、月の途中で退居した場合においても日割り計算しないものとし、1ヶ月分を徴収させていただきます。また、上記諸費用は翌月分を前払いでの徴収となりますので、入居後初めてのご請求では2ヶ月分の請求となり退居月のご請求では上記諸費用は発生いたしません。

郵便局引き落としの手続きが完了するまでは、当銀行口座へのお振込みをお願いいたします。その際の振り込み手数料はお客様負担となります。

*生活保護受給者の方の料金については、別紙生活保護受給者用料金表参照。

7. 入院及び外泊に係わる取り扱い

入居サービスを受けている場合において、ご契約者が病院または診療所に入院した場合、または外泊された場合は、サービスを一旦中止した翌日から介護サービス費（介護保険 1 割負担分）は算定されません。但し、家賃・水道光熱費・共益費については入院中・外泊中も費用がかかります。また、外泊をされる場合は 2 日前までに外泊届を提出して下さい。その際の欠食分は食材料費から引かせていただきます。

8. 苦情・相談窓口

当ホーム苦情・相談窓口	担当者：管理者 勝俣 慶子 受付時間： 随時 TEL：0463-51-4152 FAX：0463-51-4153
平塚市福祉部介護保険課	所在地：神奈川県平塚市浅間町9-1 TEL：0463-21-8790（直通） 受付時間： 8：30 ～ 17：00
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：神奈川県横浜市西区楠町27-1 TEL：045-329-3447

9. 協力医療機関

医療機関の名称	ミサヲクリニック
所在地	神奈川県平塚市夕陽ヶ丘 34-23
院長名	酒井 美幸 院長
電話番号	0463-22-5742
診療科目	精神科
契約の概要	利用者が診療の必要な時又は病状の急変があった場合、速やかに連絡し、医師の診察を受診します。 通院の必要な時は職員が同行します。

※上記協力医療機関以外への通院についてはご家族対応となります。

10. 入居者緊急時の対応

入居者が万一ケガ及び病気になったときは、ただちに必要な処置を致します。

- ① 救急車の手配
- ② 業務提携病院へ連絡
- ③ 管理者及び相談員に連絡
- ④ 家族へ連絡

- ⑤ 救急車に職員同乗（携帯電話、ケース記録を持参）夜間帯など職員が同乗できない場合もあります。
- ⑥ 病院にご家族が到着するまで付き添う（ご家族が遠方、受け入れ先病院からの指示等で付き添わない事もあります。）

1 1. 身体拘束その他の行動制限

1. 事業者は、身体拘束その他契約者の行動を制限しません。但し、代替案を講じた後契約者または他の契約者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ契約者の家族に、契約者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束などを行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うこととします。
2. 身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議などを行う。また経過観察記録（個別サービス記録・週間記録）に記載する。

1 2. 契約解除に関するもの（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護度の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合。
- ② 利用者が死亡されたとき。
- ③ 利用者は事業者に対し、いつでも 1 週間の予告期間においてこの契約を解除することが出来ます。
- ④ 事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、1 週間の予告期間においてこの契約を解除することができます。
 1. 正当な理由なく、利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月以上滞納したとき
 2. 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つその必要があるとき
 3. 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
 4. 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき

1 3. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、訪問前に電話連絡で職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。 面会時間：午前 8：00～午後 9：00（原則） ※他の入居者に影響を及ぼす恐れのある場合がありますので契約者の居室で談話してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。

居室・設備器具 の利用	住居内の居室や設備器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入居者の居室に立ち入らない様にして下さい。
宗教活動 政治活動	住居内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 4. 虐待防止について

事業者は、人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止する為に高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果を従業者に周知します。他、指針の整備、定期的な研修を実施します。

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 5. ハラスメント対策について

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において利用者や従業者から行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えないものにより、従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 6. BCP 業務継続計画の策定

事業者は、感染症又は非常災害発生時において、利用者に対する継続的なサービスの提供を実施する為の BCP 業務継続計画を策定し、当該 BCP 事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業者は、従業者に対し BCP 業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

1 7. 感染症対策について

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、研修及び訓練を実施するものとします。

1 8. 非常災害時の対策

1 認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者・防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。	
避難訓練	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。	
防火管理者	勝俣 慶子	
防災設備	避難階段	2箇所
	誘導灯	2箇所
	屋内消火器	あり
	自動火災報知機	あり
	スプリンクラー	あり

令和 年 月 日

本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 神奈川県平塚市横内3115

事業者名 株式会社 meamakamae

代表者氏名 代表取締役 勝俣 慶子 印

(事業所名 グループホーム はな畑)

(説明者) _____ 印

(事業所名 グループホームはな畑)

私は本書面にに基づき重要事項説明書の説明を受け同意し、交付されました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者(利用者)との関係 ()